

令和7年6月8日執行
福岡県議会議員
補欠選挙
(田川市選挙区)
(選挙すべき議員の数 1)

選挙公報

投票日 6月8日 日

福岡県選挙管理委員会

「家族みんなでくらすなら田川市」 そんなまちづくりに全力をつくしたい

たがわ ダイジ プロジェクト

まずは魅力ある田川づくり

若者が住めば田川が動く

人づくりがダイジ

- 専門分野に特化した県立高校教育の推進
- 県立大学の学部増設
- 新規起業・スタートアップ全力支援
- 市民の人材 発掘・再雇用・活躍の創出

たがわ が ダイジ

- 田川市のよい品・よい物・よい所を県内外へ全力発信！
- 若者の定住政策の推進(広域wi-fiネットワークの構築)
- U・J・I ターンの受け入れ環境の整備
- 祭りをはじめ素晴らしい 伝統文化の継承

基盤整備 が ダイジ

- 第2工業団地の整備(企業誘致、全国より緊急災害時受け入れ)
- 県営住宅の建て替え および整備
- 県道 田川-直方線(22号)田川-桑野線(67号)等の整備
- 広域 wi-fi ネットワークの構築(公設民営)

子どもがダイジ

- 行政・家庭・地域が連携した子育て環境の構築
- 学童保育並びに教育環境の充実・改善
- スポーツによる青少年健全育成の推進
- 職場体験授業の更なる推進

社会福祉 が ダイジ

- 医療介護従事者の人材確保、環境整備
- 救急医療・高度医療・地域医療・医師確保の充実
- 福祉施設の多い 田川 地域へ移住促進
- 高齢者が元気になる環境づくり

産 業 が ダイジ

- 企業誘致による新産業創設
- 地場産業の更なる支援・販路開拓
- 廃校を利用し養殖や水耕栽培等の推進
- 田川市郡一帯となった観光戦略



福岡県議会議員候補

うらただいじ

誠実に、真っ直ぐに 47歳、責任世代!
故郷のために全てを懸ける!
ふるさと

まちづくり 4つの提言

■ 学力向上の基盤づくり

- 小中学校教諭の人材確保、加配定数の確保
- 小中学生の学力向上に向けた取り組み強化
- 市内県立高校の教育水準の向上、特色ある教育
- 県立大学の学部増設、拡張

■ 公共インフラの整備と維持

- 主要地方道 田川直方線延伸の早期開通による利便性定時性の確保
- 市内を走る県道既成路線を整備し、渋滞の緩和、交通事故の低減を図る
- 気象災害が激甚化、頻発化する中、未曾有の災害に備えた防災・減災の推進

■ 公共交通の充実

- 直鞍・田川・京築地域を結ぶ平成筑豊鉄道への支援
- 西鉄バス福岡～飯塚・田川(筑豊特急)の運行維持に向けた支援
- 交通MaaS(マース)、ライドシェア等の新しい交通体系の導入
- JR日田彦山線及び後藤寺線の運行維持に向けた支援
- JR日田彦山線及び後藤寺線へのIC カード、タッチ決済設備の導入

■ 産業の育成・にぎわいづくり

- 就農支援の強化による後継者不足等への対応、農産物の販路拡大等による農業収益力の向上
- 田川市を含む広域周遊観光ルートの開発による交流人口の増加
- 交流人口・関係人口の増加に効果的なイベントの誘致支援等
- スタートアップ、ベンチャー企業等を中心とした田川市への企業誘致の支援

今日までふるさとを作ってくれたおじいちゃん、おばあちゃん。
これからも田川で住み続けてほしい子どもや孫たち。
そんな皆様の笑顔を守るために全身全霊でこの戦いに挑みます。

田川市は度重なる不祥事によって、市政そのものが停滞し、かつてない
混乱の中にあります。私はこれまで市議会場で、問題の徹底追及
に力を注ぎ、田川市の信頼回復と市民の暮らしの安定に全力で取り
組んできました。しかし、市民の皆様の期待とは裏腹に未だに根本的
な解決には至っていません。私は、田川市議としての経験、そして築き
上げてきた人脈を活かし、誰もが誇れる田川を実現します。

将来への希望を取り戻し、市民の信頼に応える政治を貫きます。
必ず、成果を出してみせます。皆様の想いを裏切るようなことは、
決していたしません。どうか私に、皆様の未来を託してください。

いまむら寿人プロフィール

昭和52年10月5日生まれ A型
田川市立弓削田小学校・中学校 卒業
豊国学園高等学校 卒業

平成27年4月 田川市議会議員選挙 初当選
平成31年4月 田川市議会議員選挙 2期目当選
令和 5年4月 田川市議会議員選挙 3期目当選



いまむら寿人の
情報はこちら



福岡県議会議員候補

いまむら寿人 ひさひと

令和7年6月8日執行
福岡県議会議員
補欠選挙
(田川市選挙区)
(選挙すべき議員の数 1)

選挙公報

投票日 6月8日 日

福岡県選挙管理委員会

投票日 6月8日 日

- ◆ 投票日当日の投票時間は、
午前7時から午後8時までです。
- ◆ 投票日当日に用事などがある場合は、
「期日前投票」ができます。

- ・ 仕事や冠婚葬祭、旅行などの理由でも利用できます。
- ・ 投票日の前日まで、期日前投票所で投票ができます。
- ・ 期日前投票の投票時間は、土曜日、日曜日も含めて、
午前8時30分から午後8時までです。

※入場券が届かなかったり、入場券をなくしたりした場合でも、
選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

投票の流れ

① 受付・投票用紙の交付

投票所入場券を受付に提出します。

選挙人名簿に登録されている本人か確認後、

投票用紙が交付されます。

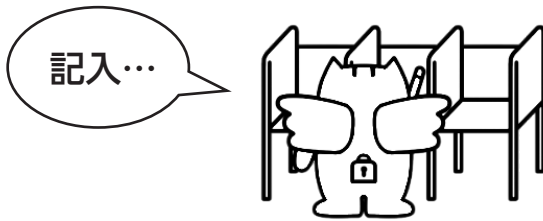
② 投票用紙の記載

投票記載台で投票したい候補者の名前を

正しく書きます。

③ 投票

投票用紙を投票箱に入れます。



こんな投票は「無効」に！

せっかく投票された貴重な一票も、次のような場合は無効になってしまいます。

気持ちを込めた一票を届けたくてもメッセージを書いたら逆効果です！

正確にきちんと書きましょう！

① 所定の投票用紙を用いないもの

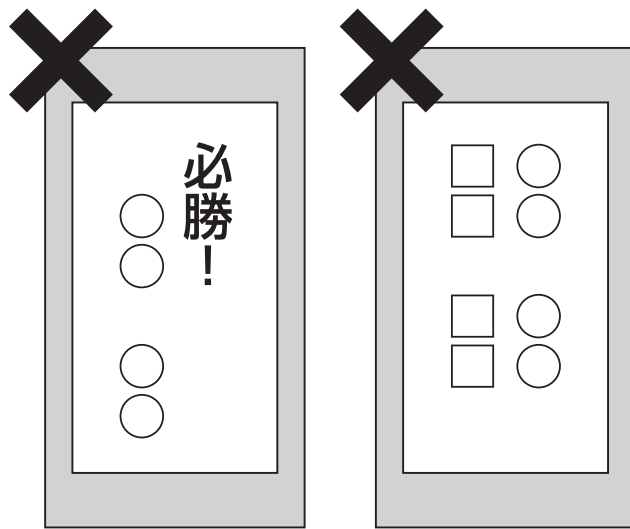
② 立候補していない者の氏名を記載したもの

③ 「誰」を記載したか確認できないもの

④ 候補者の氏名のほか他事を記載したもの

⑤ 2人以上の氏名を記載したもの

⑥ 候補者の氏名を自書しないもの



④ 他事の記載

⑤ 2人の氏名

※○○○○や□□□□は候補者の氏名

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。

投票日 6月8日 日

◆ インターネットを利用した選挙運動

18歳以上の有権者は、ウェブサイトを利用した選挙運動を行うことができます。
ただし、電子メールを利用した選挙運動ができるのは、候補者等に限られますので、
注意してください。
※ 選挙運動ができる期間は、投票日の前日までになります。

有権者が選挙運動に利用できるインターネットサービス

- ・ ホームページ、ブログ、掲示板など
- ・ 動画配信サイト（YouTubeなど）
- ・ SNS（LINE、X [旧 Twitter]、Facebookなど）
- ※ 選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス、返信用フォームのURL、SNSのユーザー名などの連絡先を表示しなければなりません。
- ※ SNSのトークやダイレクトメッセージ機能も利用可能

◆ やってはいけない！ 選挙運動のNG集



メールを使つての選挙運動はNG！
メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者等だけです。
候補者等から送られてきたメールを転送してもいけません。



ホームページやメールなどを印刷して配るのはNG！
選挙運動用のホームページや候補者等から届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



名前などを偽って送信するのはNG！
候補者を当選させる、またはさせない目的で、ウソの名前や身分を名乗って、
情報を発信することは禁じられています。



候補者に関するウソの情報の公開はNG！
候補者を当選させる、またはさせない目的で、候補者に関する虚偽の情報や、
真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。

候補者に対して誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、
インターネットの適正な利用に努めてください。

※選挙公報の掲載順は、くじによって決められたものです。立候補の届出順とは異なる場合があります。